

市民の皆様へ

”社会を明るくする運動”

佐渡地区推進委員長 渡辺 竜五

新潟県保護観察協会 佐渡地区事務局

佐渡地区保護司会 会長 石塚 康実

「愛の協力運動」保護観察協会会員募集及び会費の納入について(お願い)

「愛の協力運動」につきましては、日ごろより格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この運動の趣旨は、市民の皆様が保護観察協会の会員となり、納入いただいた会費で「社会を明るくする運動」をはじめとした犯罪予防や保護司会の活動、更生保護施設や民間ボランティア団体への助成等により、不幸にして罪を犯した人々の立ち直りを支え、犯罪、非行のない地域づくりを推進するものです。

会員となり会費を納めていただくことは、強制ではなく任意です。また、会員になることで会費の納入のほか、何かをしていただくということではありません。

つきましては、「愛の協力運動」の趣旨にご賛同いただき、本年も会員募集と会費納入について、何卒皆様のご協力をお願い申し上げます。

会費の納入につきましては、各地区の嘱託員さまに令和5年7月28日(金)までの取りまとめをお願いしておりますので、ご協力をお願いします。

また、会費の目安は、一世帯あたり100円のご協力をお願いしたいと考えておりますが、決して強制するものではありませんので、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

新潟県保護観察協会 佐渡地区事務局

佐渡地区保護司会 電話 57-4567

赤泊行政サービスセンター

電話：87-3111 担当：坂本

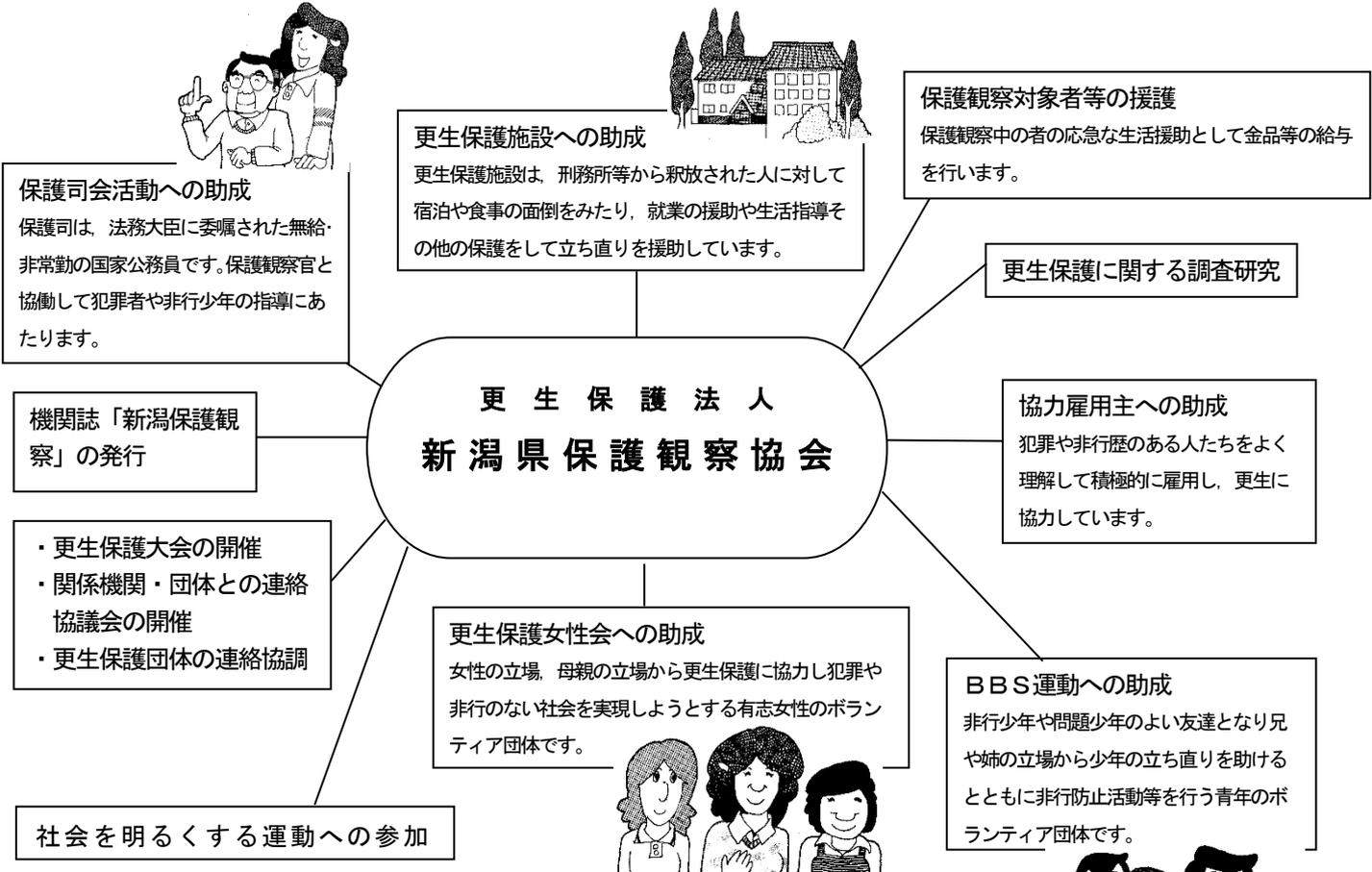
裏面をご覧ください

新潟県保護観察協会の事業のあらまし

◇更生保護とは

犯罪や非行から社会を守り、安心して暮らせる社会を築くためには、単に取り締まりを強化したり、罪を犯した人たちを罰するだけでは十分ではありません。犯罪や非行を繰り返さないよう立ち直りを図ったり、犯罪を未然に防ぐ働きかけが必要となります。更生保護とは、このように犯罪や非行に陥った人たちの立ち直りを援助したり、犯罪予防のための様々な活動を行うことを言います。

更生保護法人新潟県保護観察協会は、昭和34年3月法務大臣の認可を得て設立された法人で新潟県内の更生保護に従事・協力する保護司、更生保護女性会、BBS会等の民間ボランティアや更生保護施設に活動資金の助成などし、更生保護事業の充実と発展を助け、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的としています。主な事業として、次のようなものがあります。



社会を明るくする運動とは、犯罪予防活動のひとつとして毎年法務省が主唱して行われる運動です。すべての国民が罪を犯したり非行に陥った少年の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動で、毎年7月を強調月間として全国各地で様々な運動が展開されます。

“社会を明るくする運動”

【犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ】

“社会を明るくする運動”の行事

